

令和8年度共同募金配分金助成事業募集要領

(福) 奈良県共同募金会
宇陀市共同募金委員会

第1条 事業の目的

住民相互のたすけあいを基調とする共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心、安全に暮らすことができ、住民自らが参加する地域福祉コミュニティを実現するための多様な活動を支援する役割が求められています。

奈良県共同募金会宇陀市共同募金委員会（以下「委員会」）では、日頃から公的サービスでは対応し難い福祉需要について柔軟かつ多様に地道な活動をしているNPO法人、社会福祉法人、ボランティアグループ等を支援することにより、地域福祉の一層の推進を図ることを目的とします。

第2条 助成対象団体

宇陀市内に活動拠点を置き、1年以上活動実績があるNPO法人、社会福祉法人、ボランティア団体等とします。

第3条 助成対象事業

令和8年度に実施される、福祉または福祉に関連するボランティア活動、教育・子育て・防災防犯等の分野における先駆的・開拓的な活動、並びに住民参加の福祉のまちづくりにつながる事業で、次の要件を満たすものとします。

- (1) 営利性を有せず、他からの資金調達が難しいもの
- (2) 同じ内容で他からの助成金等を受けていない、もしくは受ける予定がないこと
(他からの助成金等を受けていない別の事業であれば可)
- (3) 社会的な支援を要する方への支援等、公益性を有するもの
(一般に開放せず、会員の互助親睦を主目的とする事業等は不可。)
- (4) 特定の企業、政党、宗教団体等から独立して活動しているもの
- (5) 活動内容や事業内容、財務の状況を公にできるもの
- (6) 助成の効果があると認められる事業

第4条 助成金額

助成金の額は予算の範囲内で、次のいずれか低い方とします。助成金の繰越はできません。

ア) 助成対象事業経費の90%

イ) 次の表に定める金額で適正な金額

助成対象事業内容	事業別限度額
①地域交流促進事業（※）	1事業あたり10万円まで
②広報、啓発事業	1事業あたり10万円まで
③講演会・研修会等開催事業	1事業あたり20万円まで

④器具什器・備品等購入事業	1事業あたり20万円まで
⑤その他のボランティア事業	1事業あたり3万円まで

※団体構成員や会員の交流ではなく、地域住民同士が交流を深められる事業を指します。

(助成対象経費例)

- ①講師謝金 ②消耗品費 ③通信費 ④交通費 ⑤燃料費
 ⑥保険料 ⑦使用料 ⑧会議費 ⑨教材費
 ⑩その他、委員会が必要と認めた経費

次の費用は、助成の対象となる経費としては認められません。

- ①食糧費（例：弁当や昼食代等は不可。ただし、手作りするのための食材費及びボランティアで清掃活動や会議等をするときの茶菓子やジュース等は可）
 ②観劇、映画等の入場料
 ③人件費
 ④その他社会通念上相当と認められる範囲を超える支出に充てられる経費

第5条 申請方法

- (1) 所定の申請用紙に必要事項を記入し、必要資料を添付の上、定められた期日までに委員会会長（以下「会長」）に提出してください。同一団体からの申請は1つに限ります。

(2) 申請期間 令和8年3月2日（月）～令和8年3月31日（火）

午後5時 必着 ただし、土日祝日を除く。

第6条 助成の決定

- (1) 申請を受けた後、委員会の審査会議にて申請内容を審査し、助成金額を決定します。委員会は、共同募金の募金総額、申請者の活動内容等により、申請を却下もしくは申請金額と異なる助成金額の決定をすることができます。
- (2) 会長は助成決定者に対し、決定通知を送付します。また、申請却下者にはその旨を書面で通知します。

第7条 助成金交付の条件

会長は助成金の交付にあたり、助成決定者に対し必要に応じ条件を付すことができます。

第8条 助成金の交付

共同募金助成金交付申請書を会長に提出し、交付を受けるものとします。

第9条 事業完了報告

助成金交付を受けた者は、定められた期日までに、支出を証する領収書を添付した事業実施完了報告書を委員会に提出してください。

第10条 助成の取り消し

助成金交付後、次の事実が発覚した場合は、会長は助成を受けた者に対し、助成決定を取り消し、助成金の返還を命じることができます。

- (1) 必要書類に虚偽の記載をしていた
- (2) 正当な理由なく事業実施完了報告書を提出しない
- (3) 助成金を助成対象以外で支出していた

○ 申請先、問合せ先

(福) 奈良県共同募金会 宇陀市共同募金委員会

〒633-2221 奈良県宇陀市菟田野松井 486-1 (宇陀市社会福祉協議会内)

電話 0745-84-4116

I P 電話 0745-88-9202

FAX 0745-84-3600

(別紙) 令和8年度共同募金配分金助成事業募集要領 注意事項

2条関係

共同募金活動は住民相互のたすけあいの基に展開される活動であり、助成金を受けようとする者は、お金を受け取るだけでなく、自らも募金活動（募金を集める活動＝他者を支援する活動）を行うことが望ましいとされています。

他市町村では、「共同募金活動に積極的に協力していること」を助成金交付要件の1つに掲げている所もあります。

3条（3）関係

この助成は、「地域福祉や社会貢献活動等に対するもの」であり、団体の運営経費の補助ではありません。団体の単なる運営事務経費や会員間同士の親睦会経費等は、団体の責任下において、他の方法で調達されるべきものと考えます。

3条（5）関係

共同募金は租税ではありませんが極めて公共性の高いお金であり、募金者に対する説明責任という観点からも、事業内容は公にされるべきものです。

3条（6）関係

申請書類等から事業内容や事業効果が読み取れないものは、助成対象外となる場合があります。

4条関係

(助成金額例1) 総事業費30万円の講演会事業の場合

アの計算：30万円の90%＝27万円

イの計算：20万円（表の上限）

ア>イのため、低い方の20万円が上限

(助成金額例2) 総事業費10万円の講演会事業の場合

アの計算：10万円の90%＝9万円

イの計算：20万円（表の上限）

ア<イのため、低い方の9万円が上限

助成決定となった場合でも、助成金の交付は事業開始後になりますので、事業開始のための資金という意味でも、事業経費の10%以上を自分たちで責任を持って調達する計画をたてていただく必要があります。

消耗品費、通信費、燃料費等は、厳格に公私分離することが難しいと考えられるため、事業の内容と照らし合わせ、客観的に合理的な説明ができる範囲のみ本助成対象として認められます。

人件費は、本助成の対象となる事業を実施するか否かに関わらず発生するものと考えられ、直接的な事業経費とは認められず、本助成の対象となりません。また娯楽性が強く、事業と直接的な関係がないと考えられる観劇の入場料や、本格的な飲食にかかる費用等についても、助成対象となりません。

領収書や領収書に準ずる資料等、客観的に支出したことが明らかであることが読み取れるものがない場合は、助成対象経費としては認められません。

5条関係

申請期間を29日間設けているため、申請期間を過ぎた後の申請はいかなる理由があっても受付できません。申請書の修正が必要な場合等に備えて、早めに準備をお願いします。

9条・10条関係

定められた期日までに報告書の提出がない場合、助成金を返還していただく場合があります。